

アカウントビリティについて

長 健次*



1. 背景

我々の現在の生活は科学技術によって支えられています。それは今まで科学技術の進歩のために研究投資が当然のこととして認められ、研究活動、技術開発が行われてきた結果と言えます。しかしながら、最近の研究活動には巨大な実験設備、大型コンピューターによる膨大な量のデータの解析などで莫大な経費を必要としてきています。その反面、経済の発展による大幅な研究投資の伸びは期待できず、地球環境を始めとする問題により、研究は可能性を追及する前に、まずその必要性を問われるようになってきています。

このような状況において、それぞれの研究活動への投資についてその必要性を広く国民に対して説明し理解を求めることが必要となってきたのです。

2. アカウントビリティの意義

アカウントビリティは「説明責任」と訳されますが、その意味は関係者(専門家)でない一般の人にも理解されるような説明を「義務」として行うことです。

研究に要する費用の額が大幅なものになっていく状況になった現在、研究者は社会に対して、自らの研究活動の意義を十分に納得させ、また受け取る資金をその意義に基づいて説明しうる責任・義務を負わなければならないと言うことです。

土木研究所は土木技術関係の建設省付属の研究機関として、平成10年度は人件費を含めると200億円を超える予算で研究を実施する大きな研究機関です。

さらに、情報公開の流れが示すように、その活動を国民に公開していく必要があります。

土木技術は社会資本整備の主幹をなすものであり、国民に使われるのがその目的です。その研究は一部の人に評価されるべきものでなく国民の役

に立つことで価値が出るもので、国民に理解されるもの、実感できるものです。理解されるよう努力が必要であり、様々な工夫が必要です。

そのため研究者には単に研究を行い、その成果(結果)を出すだけでなく、その研究の目的、位置付けを明らかにし説明することが求められています。

研究には分かりやすいものもあれば、なじみの少ない国民には理解されづらいものも多くありますが、それでも、全体のなかでの位置付けを示して理解されるべきです。それが義務(責任)と考えます。

3. 具体的な活動

(1) 外部評価委員会

「科学技術基本計画」(平成3年7月科学技術庁)では新たな研究開発システムの構築を進めることとし、その中で厳正な評価の実施を求めています。そして、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月内閣総理大臣)では大規模かつ重要なプロジェクトなどについては第三者による外部評価を行うことを定めています。

これに沿い土木研究所では学識経験者等による研究評価委員会を設け、研究課題(重点研究プロジェクト)を説明し、評価を受けています。評価は研究を始める前にプロジェクトの適格性(土木研究所が実施することが適切かどうか)を評価する事前評価、3年経過後にそのプロジェクトの進捗状況を評価し必要があれば修正を諮問する中間評価、プロジェクト終了後にその成果の達成度を評価する事後評価があります。

委員会の討議では研究内容と並んで、国の研究所という立場が重視されています。他省庁、大学、民間企業との役割分担を明確にした上で、国が行う必要がある部分を実施し、他の部分はコーディネート役として、全体調整する体制を取ることが強調されています。

*建設省土木研究所企画部先端技術開発研究官

なお、国土地理院、建築研究所と共同で行っている総合技術開発プロジェクトは全課題が本省主催で外部評価を受けています。

(2) ホームページ

多くの省庁でホームページを開き、その役割、活動を紹介しています。土木研究所においてもホームページを開き、土木研究所の概要、研究課題を紹介しています。なお、ご存知の方も多いと思いますがアドレスは <http://pwri.go.jp> です。

また、このホームページには広く研究所への意見をお聞きするねらいで、意見箱を設けています。さらに、現在作成中の研究5箇年計画については意見を聞く場を設けています。

(3) 一般公開

土木研究所では毎年4月の科学技術週間の行事として他の研究機関と同時に、また11月の「土木の日」関連行事として休日を選び、主要な実験設備と活動の内容を紹介する一般公開をしています。

一般の人を対象にしたもので、出来る限り分かりやすい展示と説明に努めています。

(4) その他

土木研究所では研究成果を土木研究所報告等にまとめ公表しておりますが、発表会形式による公表も定期的に行っています。研究所の主催では、2月の土木研究所講演会(東京都内)、12月の土木研究所研究発表会(土木研究所構内)、各地方建設局の所在都市を巡回する一日土研があります。さらに建設省主催の建設省技術研究発表会あるいは学会等が主催する学会、講演会にて報告するように努めています。

4. 今後の方向

土木研究所でのアカウントビリティーに対する取り組みはまだ始まったばかりであり、まだ十分には出来ていないと思われれます。今後も出来る限りの手段を使い、広く研究活動を知らせていくことが必要です。また、課題の計画にあたって、ニーズをいかに的確に把握することはアカウントビリティーに対してだけでなく、研究にとって需要であると考えます。

5. 事業のアカウントビリティー

アカウントビリティーは単に研究活動だけでなく、巨額の投資を必要とする事業にも当然のこ

ととして適用されます。

公共事業のアカウントビリティーは次の2つの要件により構成されると考えられます。

- ① 分かりやすい情報を適切な形で提供する責任、
- ② 国民に対して十分説明できる方法で事業を実施する責任

建設省では、平成11年度の重点施策として、公共事業の立案から事業執行に至るまでの各段階におけるアカウントビリティーの向上に資する各種施策の展開を図ろうとしています。省内に「アカウントビリティー向上委員会」を設置し、施策実施へ向けた行動指針の策定作業を始めています。

6. おわりに

研究者はアカウントビリティーを余分に増える雑務として捉えるのではなく、研究そのものの必要性を常に確認するものと考えべきで、説明出来ない研究はその必要性に疑問を持たれることとなります。研究者は常に自ら行っている研究を外部に対して発信し理解されることが責務となってくるのです。